

滋賀県新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 知事は、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金を活用し、市町が行う新たな子育て家庭支援の基盤を整備していくための支援に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金の交付の対象となる事業は、別添「滋賀県子育て支援対策臨時特例基金による新たな子育て家庭支援基盤整備事業」に掲げる事業とする。

(実施主体)

- 3 この補助金に係る事業の実施主体は、市町とする。また、市町は、別添 3 から 1 2 に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助または助成等により事業を実施することができるものとする。

(交付申請)

- 4 この補助金の交付申請は毎年度、交付申請書（別記様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に対して提出するものとする。

(変更交付申請)

- 5 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、4 に定める申請手続きに準じて、関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に対して提出するものとする。

(実績報告)

- 6 この補助金の実績報告は、実績報告書（別記様式第 2 号）に関係書類を添えて、事業を完了した日から 30 日以内または翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日に、知事に対して提出するものとする。

(補助金の交付)

- 7 この補助金は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(標準事務処理期間)

- 8 標準事務処理期間は次のとおりとする。
- (1) 2の規定による補助金の交付の決定は、4の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
 - (2) 知事は、変更交付申請があった場合は、5の規定による申請書を受理した日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。
 - (3) 補助金額の確定は、6の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(交付の条件)

- 9 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業を途中で中止または廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業内容を途中で変更しようとする場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 市町は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。
また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を知事に納付させることがある。

(交付額の算定方法)

- 10 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 事業ごとに、別添1から12に定める対象経費業を実施するための実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と知事が必要と認める額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 事業ごとに、(1)により選定された額に別添の2の⑤欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

(電子情報処理組織による申請)

- 11 4に基づく交付申請、5に基づく変更交付申請、6に基づく実績報告、7に

基づく請求書については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成16年滋賀県規則第30号。以下「インターネット利用条例」という。）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して申請することができる。

（その他留意事項）

12 市町が事業者に対し補助することにより事業を行う場合は、市町は当該補助金の交付申請および交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行し、令和3年12月1日から令和3年度の補助金に適用する。